

資料 2 - 5

都道府県における遺伝子組換え作物の栽培に関する ガイドライン等の策定の動きについて

平成18年10月

都道府県	ガイドライン等の名称	策定	概要、検討状況
北海道	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	平成17年3月31日に公布（平成18年1月施行）	一般栽培については知事の許可、試験栽培については知事への届出が必要。知事が定める基準（交雑防止のための隔離距離を国の『栽培実験指針』の2倍など）に適合した交雑混入防止措置の実施、説明会の開催。違反者には罰則。
岩手県	遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン	平成16年9月14日に策定	食用作物の開放系での栽培について中止を要請。試験研究機関内の実験ほ場は中止要請の対象外。実験ほ場で栽培する場合は、国の『栽培実験指針』に基づいて行うよう要請。
茨城県	遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針	平成16年3月4日に策定	開放系の一般ほ場での栽培をする者は、近隣耕作者・農業団体・市町村の理解を得るとともに交雑・混入防止措置を徹底。試験研究機関の栽培実験は事前に県に対して情報を提供。
千葉県	遺伝子組換え作物等に関する指針（ガイドライン）（案）	（策定中）	18年3月30日に制定した「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」において、遺伝子組換え作物等とそれ以外の作物との交雑の防止に関し必要な措置を講ずるものとしている。現在、本条例に基づく指針（ガイドライン）について、学識経験者による検討を実施中。
東京都	都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針	平成18年5月28日策定	一般ほ場栽培については、近隣農民等の理解、交雑・混入防止措置、経済的被害（風評被害は含まれない）への対応等を記した栽培計画書を都に情報提供。隔離ほ場栽培については、都への情報提供及び、国が定めた実験指針に準拠。また、経済的被害への対応、責任者を栽培計画書に記載することを求める。また、都が行う組換え作物試験研究では、当面、食用作物は対象としない。

新潟県	遺伝子組換え作物の栽培に関する条例	平成18年3月30日に公布（同5月20日施行）	一般栽培については知事の許可、試験栽培については知事への届出が必要。知事が定める基準に適合した交雑混入防止措置（交雑防止のための隔離距離を国の『栽培実験指針』の2倍など）の実施、説明会の開催。違反者には罰則。
滋賀県	遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針	平成16年8月20日に策定	商業栽培については自粛を要請 試験栽培（農家レベルも含む）については、国の『栽培実験指針』に準じた措置を採ること。
京都府	京都府食の安心・安全条例	平成17年12月27日に公布（平成18年4月1日施行）	遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする者は、周辺において一般食用作物を栽培する者に対し内容を周知。また、交雑混入防止措置の実施。知事に対し情報の提供。 府は、情報の提供、交雑混入防止措置等の技術的支援等必要な施策を実施。交雑混入防止措置の基準等については別途ガイドラインを策定する予定。
兵庫県	遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン	平成18年3月31日制定	生産者は県に事前に栽培計画書を提出。計画内容等について地域の合意形成を図る。国が定めた実験指針に準拠した交雑・混入防止措置等の実施。栽培が終了した場合、報告書を提出。県は、各実施状況内容の確認。栽培計画書及び報告書の内容の公表。
徳島県	遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン	平成18年5月15日制定（同6月1日より適用）	遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする者は、事前に県に対して届け出るとともに、周辺において非組換え作物を栽培する者に対し内容を周知。また、国が定めた実験指針に準拠した交雑・混入防止措置等の実施。看板の設置等による情報の提供。 県は、県民に対し情報の提供。